



厚生労働省における 教育訓練への支援について

経済産業省／IPA主催
ウェビナー（オンラインセミナー）
「これからのスキル変革を考える」

説明資料

（令和2年7月31日（金））

厚生労働省人材開発統括官付
若年者・キャリア形成支援担当参事官室

厚生労働省における教育訓練への支援内容

A 教育訓練給付制度

労働者の自発的な職業能力の開発及び向上の取組を支援



Pythonを学んでキャリアアップ・
キャリアチェンジを図りたい

B 人材開発支援助成金

従業員の職務に必要な知識・技能の向上に必要な経費を支援



人財は企業発展の源泉
教育訓練による人財投資を行いたい

I 専門実践教育訓練（受講料最大70%を補助）

- 雇用保険被保険者期間 2年以上。訓練前キャリアコンサルティング
- ① ITSSLレベル3以上、訓練時間120時間以上かつ訓練期間2年以内
- ② ITSSLレベル4以上、訓練時間30時間以上かつ訓練期間2年以内
- ③ 第4次産業革命スキル習得講座（訓練時間30時間以上かつ訓練期間2年以内）

II 特定一般教育訓練（受講料40%（上限20万円）を補助）

- 雇用保険被保険者期間 1年以上。訓練前キャリアコンサルティング
- ① ITSSLレベル3以上、訓練時間50時間以上120時間未満
- ② ITSSLレベル2以上、訓練時間50時間以上

III 一般教育訓練（受講料20%（上限10万円）を補助）

- 雇用保険被保険者期間 1年以上

注1) 厚生労働大臣が指定した講座であることが必要です。
また、通信技術系講座の要件例です。

注2) 2回目の受講等によって支給対象要件が変わります。

I 特定訓練コース（受講料の45%or60%を助成^{（注1）}）

- ① 専門実践教育訓練又は特定一般教育訓練^{（注2）}
- ② 厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練（実習併用型訓練） など

（注1）中小企業の場合の助成率。高率は生産性の向上が認められる場合（一般訓練も同じ。）

（注2）

- ・ 業務命令かつ訓練経費を従業員に負担させると支給対象外
- ・ 従業員の申し出による自発的な受講を支援する場合、訓練実施期間中に負担した従業員の賃金・経費は支給対象

II 一般訓練コース（受講料の30%or45%を助成）

- ・ その他の訓練コース以外の訓練に対して助成

<以下のコースもあります>

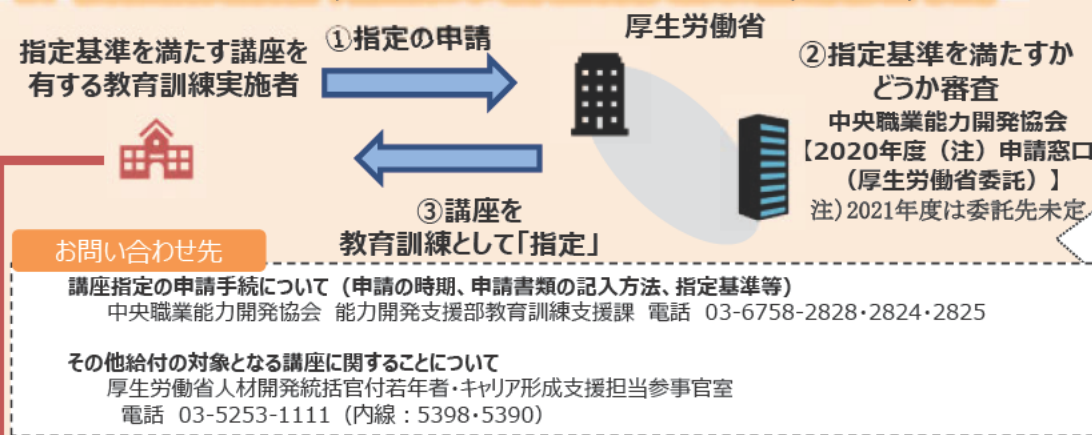
- III 教育訓練休暇付与コース
- IV 特別育成訓練コース
- V 建設労働者認定訓練コース
- VI 建設労働者技能実習コース
- VII 障害者職業能力開発コース

教育訓練給付制度の概要と活用の流れ

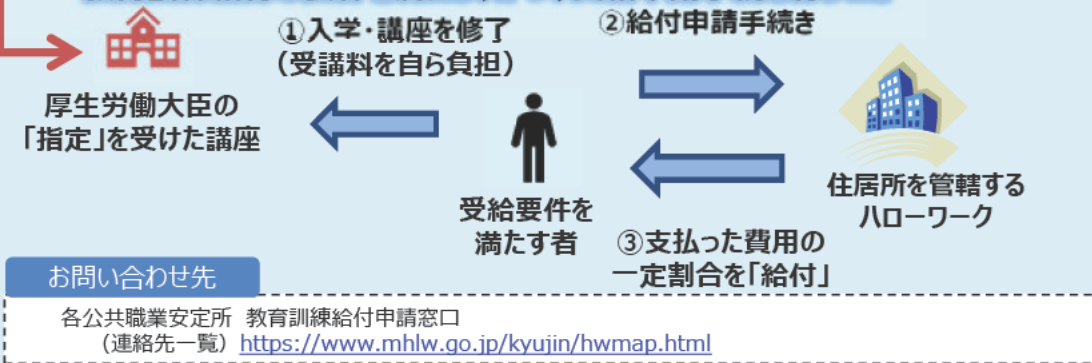
教育訓練給付とは、労働者が、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、負担した費用の一部を雇用保険により支援する制度です。支給を受けるためには、

1. 教育訓練実施者が、講座について厚生労働大臣の「指定」を受けること、
2. 当該指定講座を受講する労働者が、教育訓練給付の要件を満たし、かつ、ハローワークで支給申請を行うことが必要です。

1. 教育訓練実施者が、講座について厚生労働大臣の「指定」を受けること



2. 当該指定講座を受講する労働者が、教育訓練給付の要件を満たし、かつ、支給申請手続を行うこと



厚生労働大臣の「指定」を受けるためには、指定の申請を行うことが必要です。申請は年2回受け付けてます。

「指定」申請の手続きについてのページ

※厚生労働省HPに掲載している「教育訓練施設向けパンフレット」を参照の上、「教育訓練給付金講座指定申請様式集」をダウンロードし、必要事項を記載の上、受付期間に、中央職業能力開発協会【2018～2020年度申請窓口（厚生労働省委託）】に、提出してください。

教育訓練給付制度の講座指定を受けたい訓練施設の方へ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku_00001.html

※厚生労働省HP（<https://www.mhlw.go.jp/index.html>）トップページの右上の検索窓で、「教育訓練給付制度の講座指定について」ワードを入れて検索ください。



専門実践教育訓練及び特定一般教育訓練の場合には、講座の受講開始1ヶ月前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成し、ハローワークにおいて、受給資格確認を行うことが必要

給付内容

【専門実践教育訓練】

- ・ 受講費用の5割（上限年間40万円）を半年に一回支給
- ・ 資格取得等し、かつ修了1年以内に雇用保険の被保険者として就職した場合等に、受講費用の2割（上限年間16万円）を追加給付

【特定一般教育訓練】

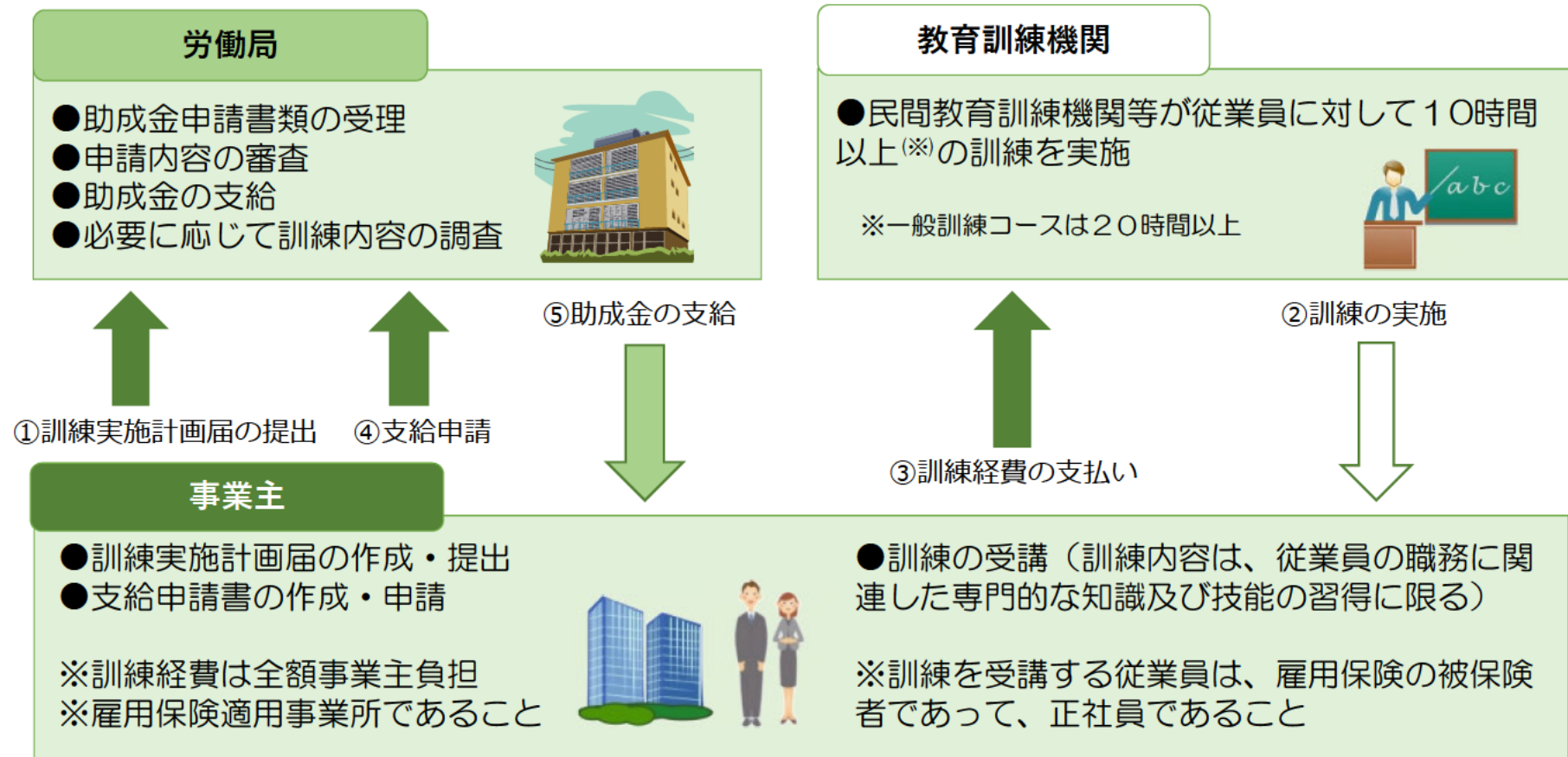
- ・ 受講費用の4割（上限20万円）を訓練修了後に支給

【一般教育訓練】

- ・ 受講費用の2割（上限10万円）を訓練修了後に支給

人材開発支援助成金

【訓練実施計画届の提出から助成金支給までのながれ】（特定訓練コース・一般訓練コースの例）



【助成額の具体例】（中小企業において特定訓練コースを活用する場合）

たとえば、従業員1名が、
所定労働時間内に訓練時間数30時間の訓練課程
（受講料432,000円／人）を受講する場合
の助成額は・・・



- 経費助成：150,000円（受講料×45%）
※経費助成1人あたり上限額 15万円
 - 賃金助成：22,800円（30H×760円）
- 支給額：172,800円**

★ ここにある以外にも、コースごとにさまざまな要件があります。詳しくは事業所を管轄する都道府県労働局へお問い合わせください。

□ 都道府県労働局一覧 (令和2年4月1日現在)

労働局	担当課	電話番号
北海道労働局	雇用助成金さっぽろセンター 6 階	011(788)9070
青森労働局	職業対策課	017(721)2003
岩手労働局	職業対策課分室 (助成金相談コーナー)	019(606)3285
宮城労働局	訓練室	022(205)9855
秋田労働局	訓練室	018(883)0006
山形労働局	訓練室	023(626)6106
福島労働局	職業対策課	024(529)5409
茨城労働局	職業対策課	029(224)6219
栃木労働局	助成金事務センター	028(614)2263
群馬労働局	職業対策課	027(210)5008
埼玉労働局	職業対策課	048(600)6217
千葉労働局	職業対策課分室	043(441)5678
東京労働局	ハローワーク助成金事務センター	03(5332)6925
神奈川労働局	神奈川助成金センター	045(277)8801
新潟労働局	職業対策課助成金センター	025(278)7181
富山労働局	訓練室	076(432)9172
石川労働局	職業対策課	076(265)4428
福井労働局	職業対策課	0776(26)8613
山梨労働局	訓練室	055(225)2861
長野労働局	訓練室	026(226)0862
岐阜労働局	助成金センター	058(263)5650
静岡労働局	職業対策課	054(271)9970
愛知労働局	あいち雇用助成室	052(688)5758
三重労働局	職業対策課	059(226)2111
滋賀労働局	職業対策課	077(526)8251
京都労働局	助成金センター	075(241)3269
大阪労働局	助成金センター	06(7669)8900
兵庫労働局	職業対策課 (ハローワーク助成金デスク)	078(221)5440
奈良労働局	助成金センター	0742(35)6336
和歌山労働局	職業対策課	073(488)1161
鳥取労働局	訓練室	0857(88)2777
島根労働局	訓練室	0852(20)7028
岡山労働局	助成金事務室	086(238)5301
広島労働局	職業対策課	082(502)7832
山口労働局	職業対策課	083(995)0383
徳島労働局	助成金センター	088(622)8609
香川労働局	職業対策課	087(811)8923
愛媛労働局	職業対策課分室 (助成金センター)	089(987)6370
高知労働局	訓練室	088(888)6600
福岡労働局	職業対策課福岡助成金センター	092(411)4701
佐賀労働局	職業対策課	0952(32)7173
長崎労働局	職業対策課	095(801)0042
熊本労働局	職業対策課	096(211)1704
大分労働局	大分助成金センター	097(535)2100
宮崎労働局	職業対策課 (助成金申請受付コーナー)	0985(38)8824
鹿児島労働局	職業対策課雇用調整助成金申請受付コーナー	099(219)5101
沖縄労働局	沖縄助成金センター	098(868)1606

都道府県労働局によっては、管轄のハローワークで受け付けている場合もあります。

雇用関係給付金 受付窓口一覧
(厚生労働省ホームページ)



<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>